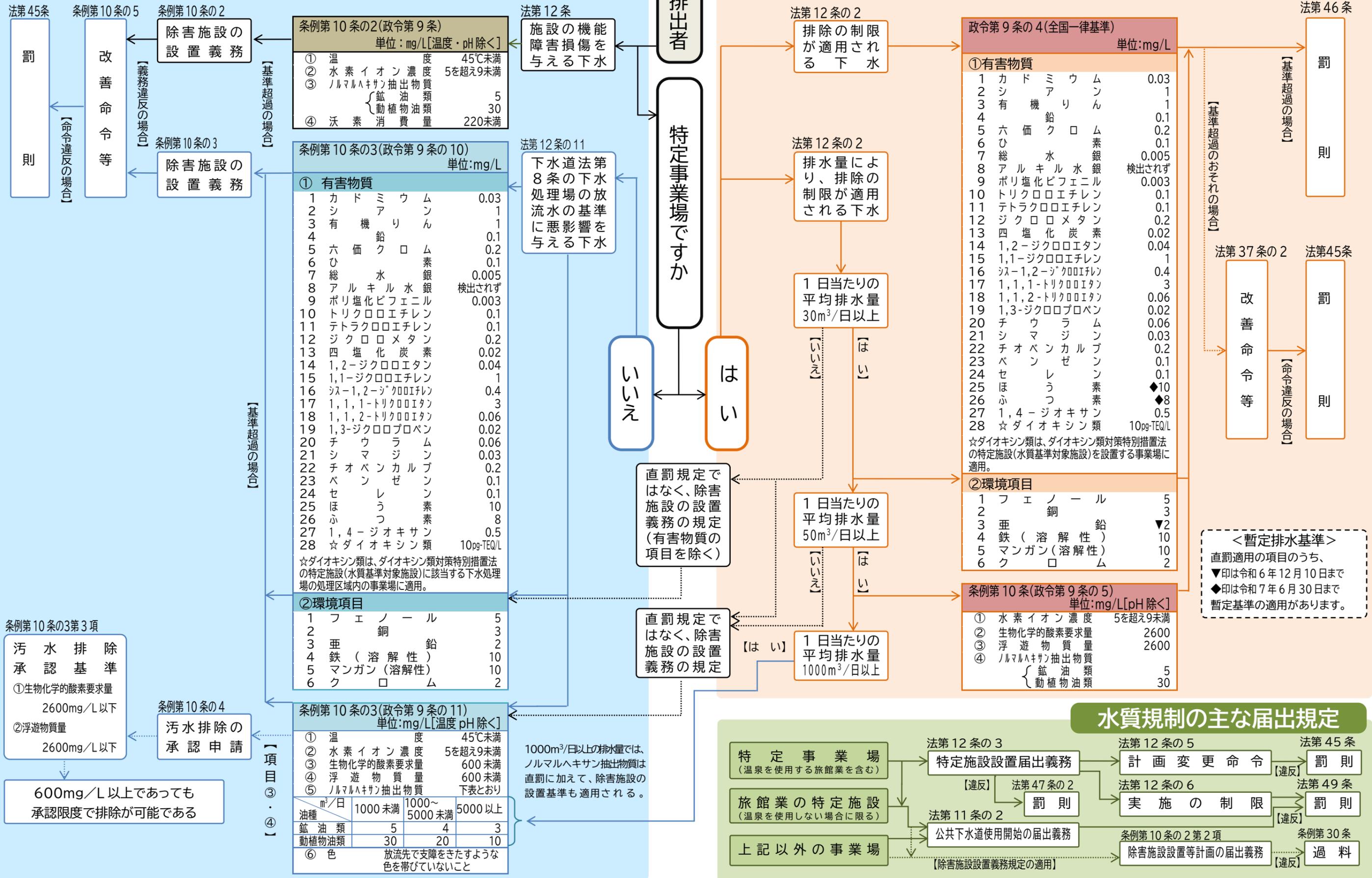


除害施設の設置義務規定

特定事業場の直罰規定



条例第10条の2(政令第9条) 単位:mg/L[温度・pH除く]

① 温度	45°C未満
② 水素イオン濃度	5を超え9未満
③ ノルマルヘキサン抽出物質	5
④ 沃素消費量	220未満

条例第10条の3(政令第9条の10) 単位:mg/L

① 有害物質

1 カドミウム	0.03
2 シアン	1
3 有機りん	1
4 鉛	0.1
5 六価クロム	0.2
6 ひ素	0.1
7 総水銀	0.005
8 アルキル水銀	検出されず
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003
10 トリクロロエチレン	0.1
11 テトラクロロエチレン	0.1
12 ジクロロメタン	0.2
13 四塩化炭素	0.02
14 1,2-ジクロロエタン	0.04
15 1,1-ジクロロエチレン	1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
17 1,1,1-トリクロロエタン	3
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06
19 1,3-ジクロロプロパン	0.02
20 チウラム	0.06
21 シマジン	0.03
22 チオベンカルブ	0.2
23 ベンゼン	0.1
24 セレン	0.1
25 ほう素	10
26 かつ素	8
27 1,4-ジオキサン	0.5
28 ☆ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

☆ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)に該当する下水処理場の処理区域内の事業場に適用。

② 環境項目

1 フェノール	5
2 銅	3
3 亜鉛	2
4 鉄(溶解性)	10
5 マンガン(溶解性)	10
6 クロム	2

条例第10条の3(政令第9条の11) 単位:mg/L[温度 pH除く]

① 温度	45°C未満			
② 水素イオン濃度	5を超え9未満			
③ 生物化学的酸素要求量	600未満			
④ 浮遊物質	600未満			
⑤ ノルマルヘキサン抽出物質	下表とおり			
油種	m³/日	1000未満	5000未満	5000以上
鉍油類	5	4	3	
動植物油類	30	20	10	
⑥ 色	放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと			

1000m³/日以上の排水量では、ノルマルヘキサン抽出物質は直罰に加えて、除害施設の設置基準も適用される。

政令第9条の4(全国一律基準) 単位:mg/L

① 有害物質

1 カドミウム	0.03
2 シアン	1
3 有機りん	1
4 鉛	0.1
5 六価クロム	0.2
6 ひ素	0.1
7 総水銀	0.005
8 アルキル水銀	検出されず
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003
10 トリクロロエチレン	0.1
11 テトラクロロエチレン	0.1
12 ジクロロメタン	0.2
13 四塩化炭素	0.02
14 1,2-ジクロロエタン	0.04
15 1,1-ジクロロエチレン	1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
17 1,1,1-トリクロロエタン	3
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06
19 1,3-ジクロロプロパン	0.02
20 チウラム	0.06
21 シマジン	0.03
22 チオベンカルブ	0.2
23 ベンゼン	0.1
24 セレン	0.1
25 ほう素	◆10
26 かつ素	◆8
27 1,4-ジオキサン	0.5
28 ☆ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

☆ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)を設置する事業場に適用。

② 環境項目

1 フェノール	5
2 銅	3
3 亜鉛	▼2
4 鉄(溶解性)	10
5 マンガン(溶解性)	10
6 クロム	2

条例第10条(政令第9条の5) 単位:mg/L[pH除く]

① 水素イオン濃度	5を超え9未満
② 生物化学的酸素要求量	2600
③ 浮遊物質	2600
④ ノルマルヘキサン抽出物質	5
動植物油類	30

条例第10条の3第3項

汚水排除承認基準

① 生物化学的酸素要求量 2600mg/L以下

② 浮遊物質 2600mg/L以下

600mg/L以上であっても承認限度で排除が可能である

条例第10条の4

汚水排除の承認申請

【項目③・④】

<暫定排水基準>

直罰適用の項目のうち、

▼印は令和6年12月10日まで

◆印は令和7年6月30日まで

暫定基準の適用があります。